

新宿区卓球連盟規約

第1章 総則

第1条〔名称〕

本連盟は新宿区卓球連盟（以下本連盟という）と称する。

第2条〔事務所〕

本連盟の事務所は 国際卓球株式会社高田馬場店内に置く。

第3条〔目的〕

本連盟は新宿区における卓球の普及と卓球技術の向上、区民の体力増進、スポーツマン精神の涵養と育成、ならびに第4条に掲げる諸事業の円滑な運営を行い、区民相互の融和親睦を図ることを目的とする。

第4条〔事業〕

本連盟は第3条の目的を達するため、区民等を対象とする。各種大会の開催、運営、区代表選手の選考派遣、その目的達成のため必要な事業を行う。

第5条〔構成〕

本連盟は、本連盟に加入した新宿区内在住者、もしくは在勤者、新宿区リーグ戦団体登録者、役員並びに本連盟の目的に賛同し事業を援助する顧問(第8条会長より選任)、委員により組織する。

第2章 役員

第6条〔役員〕

本連盟の役員は次の通りとする。

会 長	1名
顧 問	若干名
副 会 長	若干名
理 事 長	1名
副 理 事 長	3名以内
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
会 計	2名以内
監 事	2名

第7条〔役員任期〕

1. 役員任期は2年とし年1回行われる理事会において改選し、重任することが出来る。
2. 増員 常任理事会の決議により就任による役員任期は残任期間（理事会まで）とする
3. 会長・顧問・副会長・理事長を除く役員は改選時に70歳未満である事
(理事会をもって任期満了とし、改選することは出来ない)
4. 理事長は75歳未満である事、且在職期間が10年を超えない事
(理事会をもって任期満了とし、改選することは出来ない)

第8条〔役員任務〕

役員はつぎの任務を行う。

1. 会長は新宿区卓球連盟規約に基づき次の職務を行う。
 - ① 会長は本連盟を代表して業務を執行する。

- ②理事会及び正副理事長会を招集し、かつ議長となり会議の運営にあたる。
- 2.副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその任務を代行する
 - 3.理事長は事業の運営にあたり会長および副会長を補佐し業務を総括する。会長、副会長に事故のあるときはその任務を代行する。
 - 4.副理事長は理事長を補佐する。会長、理事長の指示に基づき担当事業を執行する。
 - 5.理事長に事故のあるときは副理事長が、その任務を代行する。
 - 6.会計は本連盟の会計を司る。
 - 7.監事は業務の執行および会計の状況を監査し、その結果を理事会に報告する。

第9条〔役員を選任〕

役員を選任は次の通りとする

- 1.会長、副会長は理事会で推挙する。
- 2.顧問は会長が選任し委託する。
- 3.理事長は、理事会において理事のなかから推挙し会長が選任する。
- 4.副理事長は、理事会において理事の中から理事長が選任する。
- 5.常任理事は理事会において理事の中から理事長が選任する。
- 6.理事、会計、監事は会員中より理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

第10条〔役員を除名〕

- 1.不祥事をおこした者、新宿区卓球連盟役員として相応しくない行為のあった者は、理事の3/4以上の同意をもって除名勧告する事が出来る。

第3章 委員

第11条〔委員〕

委員 若干名

第12条〔委員の任期〕

- 1.委員の任期は2年とし年1回行われる理事会において改選し、重任することが出来る。
- 2.増員(常任理事会の決議により就任)による委員の任期は残任期間(理事会までとする)

第13条〔委員の任務、役割〕

委員はつぎの任務を行う。
委員は役員の手配のもと、各事業の運営への協力を行う。
委員は理事会において、意見を述べる事が出来る。

第13条〔委員の選任〕

委員の選任は次の通りとする
2名以上の役員推薦により、理事会、常任理事会の同意を得て理事長が委嘱する。

第4章 機関、会議

第14条〔機関〕

本連盟は次の議決機関を持つ

1. 理事会
2. 常任理事会

3. 正副理事長会

第 15 条〔理事会〕

1. 理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、会計、理事、監事、委員をもって構成し、必要に応じ、会長が召集し議長となり議事の運営にあたる。
2. 監事、委員は議決権を持たない。但し意見を申し出る事が出来る。
3. 定足数は役員 2/3 以上の出席とする。

第 16 条〔議決〕

理事会は次の議案を議決する。議長を除く半数以上にて可決とし同数の場合は議長判断とする。

1. 事業報告の承認。
2. 収支決算、会計報告の承認。
3. 常任理事会で承認された、増員した役員、委員の追加承認。緊急事項報告の承認。
4. 事業計画の決定及び変更。
5. 収支予算の決定及び変更。
6. 役員を選任。
7. 規約、細則の改廃。
8. 都民大会男女監督の選出
9. その他、重要事項。

第 17 条〔常任理事会〕

1. 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事で構成される。
2. 議事、進行に必要な役員を招集する事ができるが議決権は持たない。
3. 理事会の議決もしくは委任された事項の執行、各種事業の運営、必要とされる役員、委員の増員、緊急を要する事項を議決し、次の理事会に報告する。
4. 定足数は会長・副会長・理事長・副理事長・常任理事 2/3 以上の出席とする。

第 18 条〔正副理事長会〕

1. 正副理事長会は、会長、副会長、理事長、副理事長により構成される。
2. 議事、進行に必要な役員を招集する事ができるが議決権は持たない。
3. 運営等で緊急を要する事項を議決し、次の常任理事会、理事会に報告する。
4. 定足数は会長・副会長 1/2 の出席とする。

第 5 章 会計

第 19 条〔会計〕

本連盟の経費は会費(団体登録料、事業参加費用)、その他の収入を持って支弁する。

第 20 条〔会費の徴収〕

会費は、理事会、常任理事会の承認を得て徴収するものとする。

第 21 条〔会計年度〕

本連盟の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終わる。

第 22 条〔会計報告〕

本連盟の会計は年 1 回の理事会で報告し、承認を得なければならない。

又、緊急を要する場合は、正副理事長会、常任理事会の審議決定の上処理し、次の理事会で承認を得なけ

ればならない。

第6章補足

【都民大会について】

第1条 参加資格

- ① 新宿区在住在勤者である事
- ② 新宿区在勤者は都民であり、新宿区卓球連盟に登録されている事

第2条 選考基準

- ① 前年度理事会において選出された監督推薦1名
- ② 大会運営室長推薦1名
- ③ 監督推薦と大会運営室推薦が重複した場合は1名でよい

本規約は2023年4月1日より施行する。

1947年4月制定施行

1974年4月改定

1975年4月改定

1990年4月改定

2002年4月改定

2004年4月改定

2005年4月改定

2008年4月改定

2016年4月改定

2018年4月改定

2021年4月改定

2023年1月改定